



秋田県の



放課後子どもプラン

～秋田県放課後子どもプランガイドラインの概要～
子どもたちの充実した放課後や休日のために

本資料は、秋田県において放課後子どもプランを実施していくにあたって必要な基本的事項を示すものです。



平成22年3月

秋田県・秋田県教育委員会

ガイドライン策定の趣旨



- ・ 平成19年度から総合的な放課後対策を推進するため実施しております、「放課後子どもプラン推進事業」（「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室推進事業」の総称）の質の向上に資することを目的として策定いたしました。
- ・ 本ガイドラインは平成19年10月に厚生労働省で策定した「放課後児童クラブガイドライン」を基にしており、各児童クラブ、各子ども教室の多様性から、「最低基準」という位置付けではなく、児童クラブ及び子ども教室を運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものです。

対象児童



○放課後児童クラブ

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の児童。その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年以上の児童）も加えることができる。

○放課後子ども教室

- ・ 全児童（小学校1～6年）を対象とするが、特別支援学校の小学部の児童や、活動内容によっては幼児や中学生も加えることができる。なお、事業趣旨の観点からも、学年等対象児童を制限しないことが望ましい。

規 模



○放課後児童クラブ

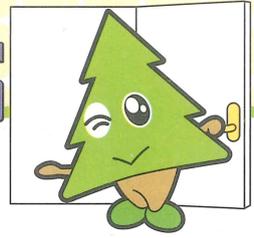
- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

○放課後子ども教室

- ・ 集団の規模、1教室の規模については定めないが、参加児童の安全管理が確保できる規模で活動することが望ましい。

開所日・開所時間（実施日・実施時間）

スグッ子



○放課後児童クラブ

- ・ 放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。
- ・ 土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、8時間以上開所すること。
- ・ 新1年生については4月1日より受け入れること。

○放課後子ども教室

- ・ 放課後の時間帯、地域の実情や実施場所等を考慮して設定すること。また、事業趣旨の観点からも、できるだけ実施回数を多くすることが望ましい。

施設・設備



○放課後児童クラブ

- ・ 専用の部屋または専用スペースを設けること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては、児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。

○両事業共通

- ・ 衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備や備品を備えること。
- ・ 両事業を一体的又は連携して実施するための最善の場所を確保するよう努めること。

職員体制



○放課後児童クラブ

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。指導員は、児童福祉施設最低基準に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

○放課後子ども教室

- ・ 安全管理員または学習アドバイザーを配置すること。また、コーディネーターを配置することが望ましい。ボランティアについても積極的な活用を図ること。

指導者の役割



○放課後児童クラブ

- ・ 指導員は、子どもの健康管理や安全の確保、遊びの指導や基本的な生活習慣についての援助を行うこと。

○放課後子ども教室

- ・ 安全管理員、学習アドバイザーは、子どもの健康管理や安全の確保、遊びや体験活動、学習活動の支援や指導を行うこと。
- ・ コーディネーターは、両事業の連携についての調整を図るほか、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行うこと。また、必要に応じて安全管理員や学習アドバイザーの活動を支援すること。

○両事業共通

- ・ 指導員等は、子どもの情緒の安定を図りながら、児童虐待の早期発見に努め、必要な場合は、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応すること。

保護者や学校、関係機関・地域との連携



○放課後児童クラブ

- ・ 保護者会等の活動を積極的に支援、連携すること。

○放課後子ども教室

- ・ 人材の共有など、「学校支援地域本部事業」との連携を視野に事業推進を図ること。

○両事業共通

- ・ 学校との連携を積極的に図ること。
- ・ 地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るよう努めること。
- ・ 地域の人材活用を積極的に行い、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりに努め、地域教育力の向上を図ること。
- ・ 公民館やPTA、生涯学習奨励員などと積極的に連携し、活動の充実と人材活用を図ること。

安全対策



○両事業共通

- ・ 事故やケガの防止、感染症等に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成すること。
- ・ 防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施すること。
- ・ 来所・帰宅時の安全確保のため、地域の関係機関・団体等と連携した見守り活動の実施等について取り組むこと。
- ・ 登録・参加児童の他、指導員や安全管理員等、ボランティアについても、傷害保険、賠償保険に加入すること。加入の際は、補償の適用範囲や免責事項等に留意すること。
- ・ 最寄りの警察署や消防署、保健所等に依頼するなどして、安全対策のための職員研修に努めること。
- ・ 市町村職員は、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、職員間で共有するとともに、防止対策を策定するよう努めること。

特に配慮を必要とする児童への対応



○両事業共通

- ・ 障害のある児童等配慮を要する児童について、利用や参加の希望がある場合は、可能な限り受け入れに努めること。
- ・ 障害のある児童を受け入れるための職員研修等に努めること。

事業内容等の向上について



○両事業共通

- ・ 指導員、安全管理員、コーディネーター等の資質向上のため、積極的に研修を実施し、または受講させること。
- ・ 市町村は、両事業の連携を推進し、放課後対策事業の充実を図る観点からも、両事業の関係者を含むメンバーから構成する運営委員会を設置することが望ましい。
- ・ 市町村は、域内の放課後対策の事業計画（プラン）を策定することが望ましい。

県内においても両事業の連携が進んでいます

両事業の連携事例1 ～東成瀬村～

●連携の概要

両事業を同施設内で実施し、連携しながら、双方の利点を生かして安全・安心な居場所を設置し、地域住民との交流活動を展開しています。

●連携の工夫

児童クラブに登録している児童と子ども教室に参加する児童の戸惑いを無くすため、教室参加者が実費負担する「おやつチケット制度」を導入したり、安全管理員と児童クラブ指導員が月1回の連絡会議を開催したりしています。



両事業の連携事例2 ～北秋田市～

●連携の概要

市内14か所で両事業を一体的または連携して実施しており、週1回の子ども教室の活動に児童館の自由来館児童や児童クラブに登録している児童も参加しています。

●連携の工夫

子ども教室の安全管理員と児童クラブや児童館の指導員が一緒になって体験活動等を企画・運営しています。保護者へのアンケートでは教室の体験活動へ期待するとの回答が90%以上となっており、好評を得ています。



※ガイドラインの全文は下記の各課ホームページに掲載しております。

問い合わせ先

放課後児童健全育成事業

秋田県健康福祉部子育て支援課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
TEL.018-860-1342 FAX.018-860-3844
ホームページアドレス <http://common.pref.akita.lg.jp/kosodate/>

放課後子ども教室推進事業

秋田県教育庁生涯学習課

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1
TEL.018-860-5184 FAX.018-860-5816
ホームページアドレス <http://www.pref.akita.lg.jp/syogaku/>